

平成19年度第3回東京都入札監視委員会 苦情処理審議概要

開催日及び場所	平成19年10月23日(火) 都庁第一本庁舎 33階北塔 特別会議室N6
出席委員	<p>(株)東京国際フォーラム監査役 立花 壯 介(委員長)</p> <p>弁護士 藤谷 護 人(委員長職務代理者)</p> <p>東京大学大学院総合文化研究科准教授 木村 忠 正</p> <p>弁護士 岩 島 のり子</p> <p>首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授 酒井 享 平</p> <p>日本大学理工学部准教授 轟 朝 幸</p> <p style="text-align: right;">計6名出席</p>
審議案件	議案1 指名停止等に係る苦情申立ての調査検討について
審議案件概要	<p>議案1 指名停止等に係る苦情申立ての調査検討について</p> <p>指名停止の取り消し、解除又は指名停止期間の変更(短縮)を求める。</p>
審議概要	<p>議案1</p> <p>指名停止及び苦情申立てに対する回答の妥当性について、審議を行った。</p>
委員会による報告	<p>議案1</p> <p>報告書(東入委第2号)のとおり。</p>

## 苦情処理審議概要

平成19年10月23日

東京都入札監視委員会

- 1 苦情処理番号 東入委第2号
- 2 苦情申立て年月日  
平成19年9月3日
- 3 苦情申立人  
奥井建設株式会社
- 4 苦情に係る契約件名  
都営住宅18H-108東(足立区弘道2丁目第3)工事その2
- 5 苦情申立人の求める判断  
指名停止の取消し、解除又は指名停止期間の変更(短縮)を求める。
- 6 調査検討の結果の概要  
東京都入札監視委員会は、東京都財務局長の依頼に基づき、「東京都入札監視委員会設置要綱」(平成14年3月19日付13財経総第1529号)第2条第5号の規定により調査検討を行い、財務局長に報告を行う。

平成19年10月23日

東入委第2号

東京都入札監視委員会

委員長 立花 壯介

## 報 告 書

### 1 苦情申立者及び住所

申立者 奥井建設株式会社

住 所 東京都足立区梅田二丁目9番4号

### 2 指名停止決定権者

東京都財務局長

### 3 苦情申立てにかかる指名停止の内容

#### (1) 指名停止の期間

6月(平成19年7月31日から平成20年1月30日まで)

#### (2) 事実の概要

奥井建設株式会社を代表者とする建設共同企業体は、財務局発注の「都営住宅18H-108 東(足立区弘道二丁目第3)工事その2」(平成19年6月28日開札)において、建設共同企業体として落札後、〔電子入札用〕工事請負等競争入札参加者心得(その2)(以下「心得」という。)に規定されている期限である5日以内に契約書を提出しなかったため、落札失効となった。

#### (3) 指名停止の理由

東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(以下「指名停止等取扱要綱」という。)別表の7「不誠実な行為(落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合)」に該当するため。

#### 4 苦情申立の趣旨

指名停止の取り消し、解除又は指名停止期間の変更（短縮）を求める。

理由

- (1) 申立者は、申立者を代表者とし、2者で構成された共同企業体（以下「当該共同企業体」という。）の他の構成員（以下「構成員」という。）から一方的に契約締結を拒否されたため、契約を締結できなかったものである。相指名業者又は相指名業者及び構成員による不当・違法な行為により、やむを得ず契約締結ができない事態に陥れられたものであり、正当な理由なく契約を締結しないのとは異なる。
- (2) 申立者には、一切責がないことは明らかであり、苦情申立て又は再苦情申立てに基づき判明した事実又は認められた事実により、指名停止の解除が行われるべきである。
- (3) 財務局は、落札決定に至る過程で提出書類であるJV協定書等の不備を看過しており、指名停止処分は失当である。
- (4) 被害者的立場にある申立者と構成員が全く同様の6月の指名停止を受けるのは、重きに失する。

#### 5 委員会の判断

東京都入札監視委員会（以下「委員会」という。）は、申立者が行った指名停止に対する再苦情申立てについて、苦情申立ての回答書、再苦情申立書及び当該指名停止決定権者の再苦情申立てへの答弁書、その他関係書類に基づき調査検討を行った結果、委員会として本件申立ての趣旨を認めることはできないものとの結論に達した。

その理由は、次のとおりである。

- (1) 当該共同企業体の代表者である申立者は、本件に係る電子入札に際し、申立者及び構成員の電子署名のあるJV協定書及び委任状（構成員が申立者に、見積り・入札及び契約に関すること等の権限を委任したもの）を東京都電子調達システムにより財務局にあらかじめ提出した上で、電子入札に

参加している。このことにより当該共同企業体は入札時及び開札・落札決定時に有効に成立しており、財務局が当該共同企業体を落札者とした決定手続きは適正である。

また、心得第15条によると、落札予定者とされた者は、その者が提出した積算内訳書の記載内容を確認した後、落札者とするとしてされており、この要件の確認について財務局が行った手続きに遺漏は認められない。

よって、財務局が行った当該共同企業体を落札者とする決定は、適正かつ有効であると認められる。

- (2) 当該共同企業体が、落札後、正当な理由なく契約を締結しなかったため、指名停止等取扱要綱別表の7に該当するとして、代表者(申立者)及び構成員はそれぞれ6月の指名停止を受けた。

このことに関して、申立者から提出された再苦情申立書等の内容を調査したが、これらの内容は、相指名業者又は相指名業者及び構成員の不当・違法な行為によってやむを得ず契約締結ができない事態に陥れたとする申立者の主張を立証するものとは認められない。また、財務局が行った相指名業者及び構成員に対する事情聴取の結果からも、申立者が主張しているような不当・違法行為の事実があったとすることは困難である。

よって、本件指名停止は指名停止等取扱要綱に基づき適正に行われたものと認められる。

- (3) 申立者は自らを契約締結できなかったことについて、被害者的立場にあるものとの認識にたつて、指名停止の取消あるいは期間の軽減を主張している。このような認識・言い訳は、仮に申立人と構成員との内部関係として主張し得たとしても、当該共同企業体の代表者として、東京都及び都民に対する関係では到底認められるものではないというべきである。

本件に係る契約締結が行われず、入札の手続きを改めてやり直すこととなったため、東京都の事業執行に停滞等を招くこととなった。このことを考えると、6月という指名停止期間は重すぎることはないものと認められる。